



まちづくりロードマップ

～ 一生涯、住み続けたいまち“あま”の実現に向けて ～

平成22年11月

あ ま 市

まちづくりロードマップについて

私が平成22年4月の市長選挙において、お示した公約をベースに、あま市として今後の4年間で取り組むべき施策のロードマップ（工程表）を作成しました。

このロードマップでは、60の項目について、現時点での取り組みの方向性やスケジュールを、可能な限り明確に示すとともに、市の担当課を明らかにいたしました。

これに基づき、「一生涯、住み続けたいまち“あま”」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、予算や条例を伴う取組みについては、毎年度の予算編成や議会審議を経た上で、実施してまいります。

また、今後策定する総合計画や行政改革大綱等との整合性を図りながら、随時見直しを実施することとし、進捗状況についても定期的に公表いたします。

平成22年11月

あま市長 村上浩司

まちづくりロードマップの体系(目次)

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

2 安全で快適に暮らせるまちづくり

3 教育立市を進めるまちづくり

4 共創による一体感のあるまちづくり

5 活力あるまちづくり

6 行財政改革の推進

医療体制の充実(市民病院の改革) 1ページ

健康づくりの推進 2ページ

地域福祉の推進 2ページ

高齢者福祉の充実 3ページ

障害者福祉の充実 3ページ

子育て支援施策の充実 3ページ

安全安心なまちづくり推進条例(仮称)の制定及びアクションプラン(仮称)の策定 5ページ

安全・安心ネットワーク会議(仮称)の設置 5ページ

警察署の設置等の要請 5ページ

防災協定の締結 5ページ

災害から人命を守る対策の充実 6ページ

地域防災力の強化(自主防災組織の活性化及び連携の推進) 6ページ

下水道整備の推進 6ページ

道路網の整備 6ページ

巡回バス(コミュニティバス)の検討 7ページ

あま市教育立市プラン(仮称)の策定 8ページ

教育相談センターの設置(不登校児童生徒等への支援の拡充) 8ページ

学校・家庭・地域社会の連携による教育 8ページ

地域に開かれた学校づくり 9ページ

外国語教育の支援 9ページ

人権教育の推進 9ページ

パートナーシップ条例(仮称)の制定 10ページ

ボランティア、NPO、コミュニティ等との連携 10ページ

市長との直接対話による交流の拡充 11ページ

市民の意見の施策等への反映 12ページ

総合計画の策定及び適正な進行管理 12ページ

人権尊重のまちづくり条例(仮称)の制定及び行動計画(仮称)の策定 13ページ

男女共同参画推進条例(仮称)の制定及び推進プラン(仮称)の策定 13ページ

国際交流の推進(多文化共生のまちづくりの推進) 13ページ

官民協働によるあま市情報誌の発行 14ページ

地域産業の振興 14ページ

企業等(企業、官公庁、学校、研究施設等)誘致の推進 14ページ

農業の振興 15ページ

観光の振興(市観光協会の設立支援) 15ページ

行政改革大綱及び中期財政試算の策定 16ページ

広告料収入の積極的な確保 16ページ

税の収納率の向上及びコンビニ収納の導入 17ページ

都市計画税の検討 18ページ

職員の人材育成基本プラン(仮称)の策定 18ページ

職員の定員適正化計画の策定 18ページ

広域行政の推進 19ページ



まちづくりロードマップ

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
1	医療体制の充実 (市民病院の改革)	<p>【病院の建設】地域医療・救急医療の確保、現市民病院の老朽化や耐震上の問題の解決のため、25年度末までに新しい病院施設を整備します。</p> <p>他の医療機関等との、連携や機能分担を図り、患者様の各段階に応じた、適切な医療サービスが受けられる体制を、地域としての確立することを目指します。</p>	<p>基本構想・基本計画</p>	<p>実施設計</p>	<p>工事</p>	<p>工事 医療機器整備 (26年度当初に開院目標)</p>	病院事務局
2		<p>【経営改善・日赤との連携】「病院改革プラン」を23年度から定期的に見直し、引き続き経営改善に努めます。</p> <p>名古屋第一赤十字病院と連携推進のための調整会議等を随時実施するとともに、地域医療連携室等での相談体制を充実することで、患者様の立場に立った病院連携を推進します。</p>	<p>病院連携の推進</p>	<p>改革プラン見直し</p>	<p>改革プラン見直し</p>	<p>改革プラン見直し</p>	病院事務局
3		<p>【産科医療の連携】特に、産科医療は、両病院の医療機能に応じた役割分担（妊婦検診はあま市民病院で、分娩は名古屋第一赤十字病院等で）を明確化し、お産に関する検診等情報の共有を密にして、妊婦さんが安心して分娩を迎えていただける産科医療の連携・協力体制を強化します。</p>	<p>連携・協力体制の強化</p>				病院事務局
4		<p>【チーム医療の推進】医療技術の高度化に伴い、各種検査や薬剤治療、リハビリなど各分野で分業化が進んでいます。22年6月から実施しているチーム医療を更に進めるとともに、常に検証しながら患者様にとって最善の医療提供を推進します。</p>	<p>継続実施</p>				病院事務局

まちづくりロードマップ

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
5	健康づくりの推進	【健康日本21地域計画の策定】「健康日本21地域計画」は、数値目標を設定した上で、23年度末までに策定します。市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するとともに、家庭や地域、健康に関わる様々な関係機関が連携し、市民一人ひとりの健康づくりを支援する体制を整えます。	アンケート実施 計画策定準備	計画策定 公表	計画の実施・見直し		健康推進課
6		【食育の推進（食育事業推進計画（仮称）の策定）食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、食育事業推進計画（仮称）を「健康日本21地域計画」に盛り込み、保育園や小中学校の給食等を通じた食育事業を推進し、若い世代からの生活習慣病予防を目指します。	アンケート実施 計画策定準備	計画策定 公表	計画に基づく実施・見直し		健康推進課 学校教育課 学校給食センター 子育て支援課 産業振興課
7	地域福祉の推進	【ボランティアコーディネーターの配置等】地域全体で日常生活上の不安の解消や福祉課題の解決を図ることが必要です。そこで、社会福祉協議会ボランティアセンターに23年度から「ボランティアコーディネーター」を専任で配置するとともに、ボランティアセンターにコーナーを設置し地域における身近な拠点を作り、ボランティア活動等への支援を強化します。	専任の「ボランティアコーディネーター」の配置、 ボランティアコーナーの設置	ボランティア活動等への支援の強化		社会福祉課	
8		【ボランティア団体等の情報提供の充実】ボランティア団体等の情報を一元的に収集し、ホームページ等で市民に広く情報提供できる仕組みを23年度から充実させます。	情報収集等	ボランティア活動等に関する情報提供の充実、 情報の更新を随時実施			企画政策課 社会福祉課 関係各課

まちづくりロードマップ

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
9	高齢者福祉の充実	高齢者の方を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から地域みんなで支え合える体制を構築できるよう、地域包括支援センターが中心となって、サービス事業者、医療機関、民生委員、社会福祉協議会、ボランティアなどで定期的にネットワーク会議を24年度から開催し、課題の共有、側面的支援・連携を図ります。	地域資源の実態把握と方策の検討		ネットワーク会議の設置 課題の共有、側面的支援・連携の推進		高齢福祉課
10	障害者福祉の充実	22年度末までに自立支援協議会において障害者等が利用できる事業所に関する情報を収集し、利用者に供することを目的とした事業所ガイドブック、ガイドマップを作成します。障害者基本計画及び障害者計画を23年度末までに作成し、障害者の地域生活移行と就労支援に取り組み、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の確保を図ります。	作成	事業所ガイドブック等の活用			社会福祉課
11		23年度から親子療育事業において、旧七宝地区、旧美和地区で専門職員を配置します。また児童クラブでは、専門研修を受けた指導員を配置します。これにより障害児の受入体制を充実させます。	準備	専門職員の配置、専門研修受講指導員の配置 障害児の受入体制の充実			子育て支援課
12	子育て支援施策の充実	【保育所の受入体制の確保】広域入所（他市町村の保育所へ入所できる制度）の実施、保育士の確保などの対策を講じ、22年度以降、待機児童を作らないように努めます。	継続実施				子育て支援課

まちづくりロードマップ

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
13		<p>【保育サービスの充実】23年4月から五条保育園において、乳児保育（10か月から）を新たに実施し、保育サービスの充実を図ります。</p> <p>また、次世代育成支援地域行動計画の策定を通じて、多様な保育サービスの充実方策を検討し、実施していきます。</p>		<p>五条保育園で乳児保育実施</p> <p>次世代育成支援地域行動計画の策定準備</p>	<p>計画の実施・見直し</p>		子育て支援課
14		<p>【子育て支援の情報提供の充実及びネットワーク化の推進】子育て親子の交流促進や相談など、地域の育児や子育てに関する情報提供をホームページを通じて分かり易く充実します。</p> <p>また、子育てサークルやNPO、ボランティアなど子育て支援団体等と連携するため、地域における子育て支援のネットワーク会議を23年度から開催し、情報共有や意見交換を行い、連携を図ります。</p>		<p>ホームページによる情報提供の充実</p> <p>子育て支援ネットワーク会議（情報・意見交換会）の開催</p>			子育て支援課
15		<p>【児童クラブの充実】指導員の研修の充実や指導員間の連絡会議等を通じ情報共有を推進し、指導員のスキルアップを図ります。</p> <p>利用時間については、23年4月から現行の終了時間の午後6時30分までを、午後7時まで延長します。</p>	<p>指導員のスキルアップの取組実施</p> <p>条例改正等準備</p>	<p>条例施行・終了時間の延長の実施</p>		子育て支援課	

まちづくりロードマップ

2 安全で快適に暮らせるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
16	安全安心なまちづくりの推進（仮称）の策定	災害、犯罪、交通・火災事故などの脅威に対して市民、事業者、関係団体、市等が幅広く連携することにより、安全で安心な市民生活を確保することを目指します。これを実現するために必要な基本方針を定める「安全安心なまちづくり推進条例（仮称）」を23年度に制定します。この条例に基づき「安全安心なまちづくりアクションプラン（仮称）」を23年度末までに策定して、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進します。	条例改正準備	条例施行 アクションプラン（仮称）策定準備	計画の実施、定期的に見直し実施		安全安心課
17	安全・安心ネットワーク会議（仮称）の設置	自主防災組織、交通安全、防犯、消防団、自治会、PTA等の地域活動組織と相互に連携した取組を進めるため、22年度から「安全安心大会」を開催し、「あま市安全安心ネットワーク会議（仮称）」を設置します。そして情報の共有化や交流の促進を図り、自助・共助・公助の連携によって災害、犯罪、交通・火災事故等に強いまちづくりを推進します。		安全安心大会開催（年1回） ネットワーク会議（仮称）設立（毎年開催）	情報の共有・交流の促進		安全安心課
18	警察署の設置等の要請	市民8万8千人の安全・安心の確保のため、あま市に警察署の設置を愛知県に対して要請していきます。また、市内の交番の拡充についても要請していきます。（22年度から毎年度実施）	毎年度要請実施				安全安心課
19	防災協定の締結	大規模な災害が発生し、自力に緊急対応等が困難な場合などに備えて、食料や生活用品などの緊急物資の提供、避難場所としての施設の提供など事業者等と市が、災害時の協力支援を、あらかじめ約束しておく防災協定の締結を22年度から積極的に行います。		協定締結（以後も必要に応じて随時締結）			安全安心課

まちづくりロードマップ

2 安全で快適に暮らせるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
20	災害から人命を守る対策の充実	最も支援を必要とする方（一人暮らしの高齢者などの災害時要援護者）に対する避難支援体制の充実に努め、日頃から災害時要援護者と接している社会福祉協議会や福祉関係者、消防団、自主防災組織、ボランティアなど幅広く連携を図り、支援プランを23年度に策定します。また、要援護者の登録制度を22年度に構築し、情報等を定期的に更新する仕組みを導入します。	●	●			安全安心課
21	地域防災力の強化（自主防災組織の活性化及び連携の推進）	消防団等との協力・連携を行いつつ、研修会（あま市版防災カレッジ）の開催や、防災広報啓発の充実、自主防災会情報交換会の開催、自主防災会が実施する防災訓練や資材購入等への助成、消防団との連携による市防災訓練の実施により、自主防災組織の活性化やリーダーの育成に努め、自主防災組織同士が日頃から連携し、災害時に協力しあえる体制づくりを行います。（防災カレッジは23年度から実施、これ以外の取組は22年度から実施）	●	●			安全安心課
22	下水道整備の推進	23年度末までに下水道整備計画を策定し、快適な生活環境を確保し、河川の水質保全を図るため、公共下水道事業を引き続き計画的に推進します。なお、供用開始区域での接続率100%に向け普及促進に努めます。	●	●			下水道課
23	道路網の整備	特定財源の確保に努め、都市計画道路や生活道路の整備、路面の改良・拡幅工事、歩道設置工事、道路排水施設の整備など、だれもが安全安心に移動できる快適な生活基盤の整備を引き続き推進します。	●				都市計画課 土木課

まちづくりロードマップ

2 安全で快適に暮らせるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
24	巡回バス (コミュニティバス) の検討	市内の主な拠点（公共施設、駅など）を結ぶ巡回バス事業（コミュニティバス事業）については、市民の皆様のご意見を幅広くお聞きし、その必要性を含めて、どのような形態が望ましいのかを検討していきます。	調査研究 市民病院・社協との 検討会設置 住民意向調査実施	検討	検証		企画政策課

まちづくりロードマップ

3 教育立市を進めるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
25	あま市教育立市プラン（仮称）の策定	新たに策定する総合計画との整合性を図りながら、今後のあま市の教育の方向性を示すとともに、学校、家庭、市民（地域社会）、行政が共有する教育立市プランを23年度末までに策定します。プランに沿って心の教育の充実を図るとともに、様々な課題解決に向けた取組みを推進し、市民の期待に応える教育行政を目指します。	素案作成	市民意見募集等	策定・公表	実施・見直し	学校教育課
26	教育相談センターの設置（不登校児童生徒等への支援の拡充）	【教育相談センターの設置】 適応指導教室の機能を拡充し、教育相談センターを23年4月から設置します。様々な理由により、不登校が長期化している児童・生徒への支援を適応指導教室で行うとともに、不登校、集団不適應などに対する教育相談体制を充実します。	調査・計画	教育相談センター設置		随時見直し	学校教育課
27	いじめ・不登校連絡協議会の設置による関係機関の連携	【いじめ・不登校連絡協議会の設置による関係機関の連携】 教育相談センターを核として、いじめ・不登校連絡協議会（仮称）を23年度から設置し、小学校と中学校の情報の共有化や連携を図りながら、地域ぐるみで学校、家庭、地域社会及び関係機関が一体となり、問題の解決・未然防止に取り組めます。	協議会設置の準備	いじめ・不登校連絡協議会（仮称）設置			学校教育課
28	学校・家庭・地域社会の連携による教育	子どもの教育には、学校・家庭・地域社会の連携が大切であり、学校において、外部講師として参加していただける保護者や地域の方々を積極的に発掘し、活躍してもらえる仕組み（人材登録制など）を22年度に学校支援関係者会（仮称）を設置して検討・試行します。（検討・試行結果に基づき24年度から実施）	学校支援関係者会（仮称）を設置して、仕組みづくりの検討・試行を実施		試行の結果に基づく実施		学校教育課

まちづくりロードマップ

3 教育立市を進めるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
29	地域に開かれた学校づくり	22年度から市内全小中学校でそれぞれホームページを充実し、その学校の特色ある取組みや、日々の出来事などを積極的に情報発信するとともに、授業の公開や学校経営計画・実施結果の公表等により、地域に開かれた学校づくりを推進します。	ホームページの充実・情報発信 学校経営計画・実施結果等の公表		随時、見直し		学校教育課
30	外国語教育の支援	学習指導要領の改訂に伴い、23年度から全面実施される小学校の外国語活動については、これまでの取組みのノウハウを活かしつつ、指導方法や指導計画の作成等教員の指導力向上を図るための支援として、教員研修の実施や外国語指導助手（ALT）により外国語活動を充実します。	教員研修の実施・外国語指導助手の配置		英語に慣れ親しむ機会の拡大等を実施		学校教育課
31	人権教育の推進	22年度から、児童生徒に対する人権教育はもとより教職員の人権意識の高揚を図るとともに人権に関する関心を高めるための人権教育を推進します。	小中学校での人権教育の実施 小中学校人権教育研修会による研修会、講演会の開催等				学校教育課 人権推進課

まちづくりロードマップ

4 共創による一体感のあるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
32	パートナーシップ条例(仮称)の制定	協働によるまちづくりの基本原則や、それぞれの活動主体の責務や役割を位置付けした上で、相互に公共の担い手としての認識を共有するため、23年度に「パートナーシップ条例(仮称)」を制定します。 制定にあたり、22年12月に(仮称)まちづくり委員会を設置し、検討していきます。	まちづくり委員会を設置し、条例案の検討・準備	条例施行			企画政策課
33	ボランティア、NPO、コミュニティ等との連携	【活動に関する情報提供及び団体等の育成・活動支援】ボランティア活動、NPO活動、コミュニティ活動などに関する総合的な情報を収集し、市民の皆さんに情報提供する仕組みを23年度からつくり、連携・ネットワーク化を推進するとともに、市民がこれらの市民活動に参加しやすい環境を整えるため、23年度から団体等の育成・活動支援を充実させます。また、この役割を将来的には中間支援団体に担っていただくことを検討します。	情報収集	活動等に関する情報提供の充実、情報の更新を随時実施			企画政策課
			仕組みづくりの検討	団体等の育成・活動支援の充実			
34		【まつりの開催】商工会など、市民の皆さんの参画で「(仮称)まつり検討会」を22年度に設置し、市民主導で、あま市の一体感を醸成するイベントの開催を検討し、23年度から実施します。	まつり検討会設置・検討	事業実施			企画政策課

まちづくりロードマップ

4 共創による一体感のあるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
35	市長との直接対話による交流の拡充	【ふれあいミーティングの開催】小学校区単位で、市長が出席して開催します。身近な場所で、市民の皆さんと膝を交えて、気軽に意見や要望が出せる雰囲気を作り、地域の問題解決や今後のまちづくりに活かしていきます。23年度から実施します。	準備、市民への広報	事業実施			企画政策課
36		【ティータイムミーティングの開催】市民活動団体等のグループと市長がお茶を飲みながら、和やかな雰囲気、まちづくりなどについて直接、意見交換を行います。希望に応じて23年1月から随時開催します。	準備	事業実施			企画政策課
37		【市長との座談会の開催】各種団体や企業の代表者と市長が、市政や地域の課題をテーマに討論を交わし、今後のまちづくりについて一緒に考える対談を22年12月から随時実施します。対談内容については広報に掲載し、市民の皆さんにお知らせします。	準備	事業実施			企画政策課
38		【市長と語ろう～あまの未来～】市内の各学校（小学校12校、中学校5校）を市長が訪問し、児童生徒の市政に対する質問や疑問に答えるとともに、あま市の現在や未来について意見交換し、市政運営に活かします。23年度から実施します。	準備	事業実施			企画政策課 学校教育課

まちづくりロードマップ

4 共創による一体感のあるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
39	市民の意見の施策等への反映	22年度から広く市民の意見を聞き、市の施策や事業に反映させるため、郵便・提案箱・メール・市のホームページ・電話・ファックス・窓口等でご意見・ご提案を受け付けます。受け付けた提案等に対しては、市としての考え方等を回答します。提案の概要と回答については市のホームページ・広報に内容により掲載し、市民の皆さんと情報の共有を図ります。	まちづくり意見箱の設置 ホームページに意見コーナー開設				企画政策課
40	総合計画の策定及び適正な進行管理	総合計画を平成23年度末までに策定します。市民アンケートや市民会議（ワークショップ等）など、市民の皆さんの参加を広く求める手法を採用するとともに、まちづくりの成果を図る指標とその数値目標を設定します。また、総合計画策定後も、指標数値のフォローアップを定期的に行い、効果的な事務事業を検討し実践することで、目標達成に努めます。	市民アンケートの実施・分析	総合計画策定審議会・作業部会の設置・検討 ワークショップ開催 パブコメ実施	計画に基づく事業実施・フォローアップの実施		企画政策課

まちづくりロードマップ

4 共創による一体感のあるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
41	人権尊重のまちづくり条例（仮称）の制定及び行動計画（仮称）の策定	旧菟目寺町の取組をさらに進め、人権尊重のまちづくり条例（仮称）を23年度に制定します。人権尊重のまちづくりの理念をより明らかにし、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、人権に関する行動計画（仮称）を策定します。 意識調査やパブリックコメントのほか、市民参加のワークショップを開催するなど、広く市民の意見を聞き、地域の実情を踏まえた内容となるよう努めます。	検討	条例施行			人権推進課
			計画策定準備		計画に基づく事業実施		
42	男女共同参画推進条例（仮称）の制定及び推進プラン（仮称）の策定	女性も男性もすべての個人がお互いにその人権を尊重し、個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮できる社会の実現を目指し、男女共同参画推進条例（仮称）を23年度に制定し、男女共同参画推進プラン（仮称）を24年度に策定します。なお、策定に当たり、審議会委員等の選任については、地域で活躍されている女性の登用を積極的に行い、その意見を反映します。	検討	条例施行			人権推進課
			プラン策定準備		プランに基づく事業実施		
43	国際交流の推進（多文化共生のまちづくりの推進）	国際理解を深め、市民と多様な文化背景を持つ外国人が共に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、国際交流協会やボランティアの皆さんなど、市民と連携・協働して国際交流事業を引き続き推進します。 22年度に国際交流協会との意見交換等を行い、今後の国際交流について検討していきます。	国際交流協会との意見交換を実施	事業実施			企画政策課

まちづくりロードマップ

5 活力あるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
44	官民協働によるあま市の情報誌の発行	あま市の貴重な地域資源（歴史、文化、自然等）を盛り込んだ地域情報や地図など、市民が見て面白い、楽しい、暮らしに役に立つような情報誌を官民協働で24年度に発行します。費用については広告料で大半を賄う手法を検討します。これにより地域資源の振興と継承、地域の活性化を目指します。	調査・研究		情報誌作成・配布(随時)		企画政策課
45	地域産業の振興	市内の特色ある企業等に関する情報を収集し、市のホームページを通じて情報発信を積極的に行います。また、経営者等との座談会を開催し、現状や課題、振興策などについて意見交換するほか、市の地域産業の振興・活性化に対する基本理念の作成に積極的に活用していきます。	経営者等との座談会の開催		市のHP等で市内の企業の技術・製品・商品等報発信		産業振興課
			地域産業の振興・活性化に対する基本理念の検討		基本理念に基づく産業振興策の実施		
46	企業等（企業・官公庁・学校・研究施設等）誘致の推進	都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との整合性を図りつつ、幅広く、企業等の誘致を推進します。（24年度からの企業等誘致に向けた取組を行います。）	都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画との整合性を図り、企業誘致の位置づけを検討	誘致策の検討	企業等誘致に向けた取組の実施		産業振興課

まちづくりロードマップ

5 活力あるまちづくり

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
47	農業の振興	【農産物の情報発信】JA海部東や県関係機関と連携し、23年度から、あま市を代表する農産物を全国に情報発信し、消費拡大、普及等を図ります。	事業計画・目標の策定		市のHPで、地元農産物のPR・情報発信を実施		産業振興課
48		【基盤整備及び農地の利用集積化】引き続き土地改良事業など農業基盤の整備や優良農地の保全に取り組むとともに、農地の利用集積化等と通じ、規模の拡大や生産の効率化に努め、多様な担い手の育成や支援を推進します。（農業振興地域整備計画との整合性を図りながら、24年度から農地利用集積化を推進します。）	農業経営基盤強化法に基づく基本構想策定	農業振興地域整備計画作成	認定農業者に農地利用集積を図る農地利用集積化団体と連携し農地の集積を図る		産業振興課
49		【市民農園等による普及啓発】引き続き市民農園や畑の学校などを通じて、生産者と消費者の交流や地産地消を普及啓発するためのイベントを開催します。（22年度から実施）	事業計画策定	事業実施			産業振興課
50		【観光の振興（市観光協会の設立支援）】商工会など関係団体等のご意見を聞きながら、市観光協会を25年度設立に向け支援を行います。市観光協会と連携した観光関連情報の収集・提供事業、各種イベント事業など、市民の積極的参加やサポートが得られる事業を行うことで、交流・連携によるまちづくりの推進と地域経済の活性化を目指します。	情報収集等	準備委員会の設置・検討		観光協会設立・事業展開	七宝焼アートヴィレッジ

まちづくりロードマップ

6 行財政改革の推進

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
51	行政改革大綱及び中期財政試算の策定	【行政改革大綱の策定】厳しい財政状況の中で、将来の世代にも説明責任が果たせる健全で持続可能な行財政基盤を確立するため、市民参加で行政改革大綱を22年度末までに策定し、これに基づき改革を実行していきます。	策定準備 行政改革推進委員会での検討、パブコメの実施等	策定・公表	行政改革大綱に基づく取組を実施・フォローアップを実施		企画政策課
52		【中期財政試算の策定】中期財政試算として、今後の年度別歳入・歳出の見込み額を行政改革大綱に盛り込みます。	調査・研究 策定準備	定期的に見直し			財政課
53	広告料収入の積極的な確保	地域経済の活性化と市の自主財源を確保して市民サービスの向上を図るため、市の封筒・ホームページ・広報など、幅広く広告媒体として活用します。可能なものについては22年度から順次実施します。なお、ネーミングライツ（施設命名権を民間に譲渡）についても検討します。	広告掲載要綱の作成 広告媒体の調査	実施	ネーミングライツの調査・研究		企画政策課

まちづくりロードマップ

6 行財政改革の推進

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
54	税の収納率の向上及びコンビニ収納の導入	【大口・悪質滞納者等に対する滞納処分等の積極的実施】納期限までにまじめに市税を納税していただいている多くの市民の皆さんとの公平性の観点から、大口滞納者・悪質滞納者対策等に重点をおき、滞納整理事務・滞納処分を効率的かつ効果的に行い収納率の向上を目指し、市税の確保を積極的に行います。					収納課
55		【コンビニ収納の導入】納税者の方が、時間や曜日を気にせず、いつでも納付できる納税環境を整え、収納率の向上を図るため、24年度当初からコンビニエンスストアでの収納を導入します。					収納課 税務課
56		【滞納整理機構への参加】県及び近隣市町村と連携して、西尾張地方税滞納整理機構の設立に参加し、市職員を派遣することで、市税確保の体制を構築し、徴収力の強化を行います。					収納課

まちづくりロードマップ

6 行財政改革の推進

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
57	都市計画税の検討	都市計画税は、原則として市街化区域内に所在する土地や家屋を所有している人に対して課税される税金で、道路、公園、下水道などの都市計画施設の整備等の財源に使われるものです。今後の都市計画事業及び整備費用等の見通しにおいて、財源確保の方策の一つとして検討していきます。		作業部会設置・検討			企画政策課 都市計画課 下水道課 財政課 税務課
58	職員の人材育成基本プラン（仮称）の策定	市の求める人材像を明らかにし、その人材を育てるための研修、人事管理等の基本的方針を示す「人材育成基本プラン（仮称）」を22年度末までに策定し、実践することで、地域主権時代に見合った質の高い住民サービスを提供できる人材を育成します。	調査・研究・策定準備	策定・公表	プランに基づく人材育成を実施		人事秘書課
59	職員の定員適正化計画の策定	職員の定員適正化計画を22年度末までに策定します。今後の財政運営の健全化を図り、最小の経費で最大の効果をあげる行政システムの確立を目指すため、より効率的な組織編成に努めるとともに、職員の効率的活用・配置、事務事業の統合・廃止・効率化、民間委託、民間移管、指定管理者制度の導入などの取組みを幅広く検討し、引き続き定員管理の適正化に努めます。	調査・研究・策定準備	策定・公表	計画に基づく目標値達成に向けた取り組みを実施		人事秘書課

まちづくりロードマップ

6 行財政改革の推進

番号	項目	取組の方向性	スケジュール				担当部署
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
60	広域行政の推進	積極的に広域行政を推進し、広域的視野でのまちづくりや連携、効率的な行政運営、時代のニーズに対応した行政サービスの維持向上に取り組めます。今後の広域行政の推進手法等を23年度末までに検討します。	<p>広域行政の継続実施</p> <p>調査・検討</p> <p>検討結果の実施</p>				企画政策課